

国自安第116号の2
令和4年12月20日

公益社団法人 日本バス協会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長
(公印省略)

乗務後自動点呼実施要領について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願い致します。

国自安第116号
令和4年12月20日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

乗務後自動点呼実施要領について

自動車運送事業における運行管理については、道路運送法又は貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、自動車運送事業者において、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面により点呼を行い必要な指示を与えること等が定められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展が目覚ましく、事業用自動車総合安全プラン2025において、「高度な点呼機器の活用によるIT点呼（遠隔点呼）の対象拡大や自動点呼を検討」とされたこと等を踏まえ、令和3年3月に産学官の有識者で構成された運行管理高度化検討会を設置し、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めてきたところである。

今般、同検討会において、乗務後自動点呼に使用する機器・システムの要件や運営上の遵守事項等であって、対面での点呼と同等の確実性を担保するために必要となる項目がとりまとめられたところ、本年12月以降、乗務後自動点呼については、別添「乗務後自動点呼実施要領」に基づき取り扱うこととするので了知されたい。

なお、自動車運送事業者が別添「乗務後自動点呼実施要領」に基づいて行った乗務後自動点呼については、当該自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第24条第2項及び第4項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第7条第2項及び第4項の規定に適合する対面による点呼を行い、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項による記録等を行ったものとして取り扱うものとし、また、運行管理者による対面での点呼が行われたものとして取り扱うものとする。